

国立大学法人兵庫教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 本学が定める役員に支給する期末特別手当（ボーナス）において、役員の俸給等に、その者の職務実績に応じ、経営協議会が定める割合を乗じた額としている。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 〔 平成18年度に俸給月額減額を行った際に、減額した額を差額として支給していたものを12月1日から差額の支給を終了した。 〕

理事 〔 平成18年度に俸給月額減額を行った際に、減額した額を差額として支給していたものを12月1日から差額の支給を終了した。 〕

理事(非常勤) 〔 平成18年度に非常勤役員手当の減額を行った際に、減額した額を差額として支給していたものを12月1日から差額の支給を終了した。 〕

監事 〔 特になし 〕

監事(非常勤) 〔 特になし 〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	17,489	12,496	4,993	0 ()	12月1日	11月30日	
A理事	15,908	10,912	4,434	562 (通勤手当)	12月1日	11月30日	※
B理事	11,960	7,848	3,282	314 (広域異動手当) 24 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)	12月1日	11月30日	◇
C理事(非常勤)	3,796	3,796	0	0 ()	12月1日	11月30日	
監事	0	0	0	0 ()			
A監事(非常勤)	322	322	0	0 ()			
B監事(非常勤)	552	552	0	0 ()			

注1: 「広域異動手当」とは、国家公務員又は他の国立大学法人等から本学へ異動した役員に本学就任後3年間に限り支給されているものである。

注2: 「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者を、「◇」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長		年 月			該当者なし	
理事A		年 月			該当者なし	
理事B		年 月			該当者なし	
監事A(非常勤)		年 月			該当者なし	
監事B(非常勤)		年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 予算全体に占める割合を前年度以下に抑えることとし、可能な限り抑制するよう努め、現員見込数に基づく所要額により運用。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 給与法上に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年の人事院勧告に準拠して給与水準を決定した。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期（6月・12月）における支給割合の増減を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 （査定分）	6月1日及び12月1日（以下「基準日という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。（給与法に準拠）
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、4号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。（給与法に準拠）
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。 （給与法に準拠） 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。 （給与法に準拠）

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

〔 人事院勧告に準拠し、4月1日から俸給月額について、初任給を中心に、若年層に限定した増額改定（改定率：1.1%以下）を行い、扶養手当について、子等に係る支給月額を500円引上げ、6,000円から6,500円に増額を行った。
また、12月期の勤勉手当について、支給割合を全体で0.05月分引上げた。 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	268	47.1	7,801	5,608	136	2,193
事務・技術	82	43.6	5,835	4,250	118	1,585
教育職種 （大学教員）	145	50.3	9,138	6,513	157	2,625
医療職種 （病院医師）	該当者なし					
医療職種 （病院看護師）	該当者なし					
教育職種 （附属義務教育学校教員）	36	41.5	6,908	5,060	93	1,848
その他医療職種 （医療技術職員）	1					
その他医療職種 （看護師）	1					
指定職種	1					
その他	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 （大学教員）						
医療職種 （病院医師）						
医療職種 （病院看護師）						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種（大学教員）						
医療職種（病院医師）						
医療職種（病院看護師）						
非常勤職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 （大学教員）						
医療職種 （病院医師）						
医療職種 （病院看護師）						

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

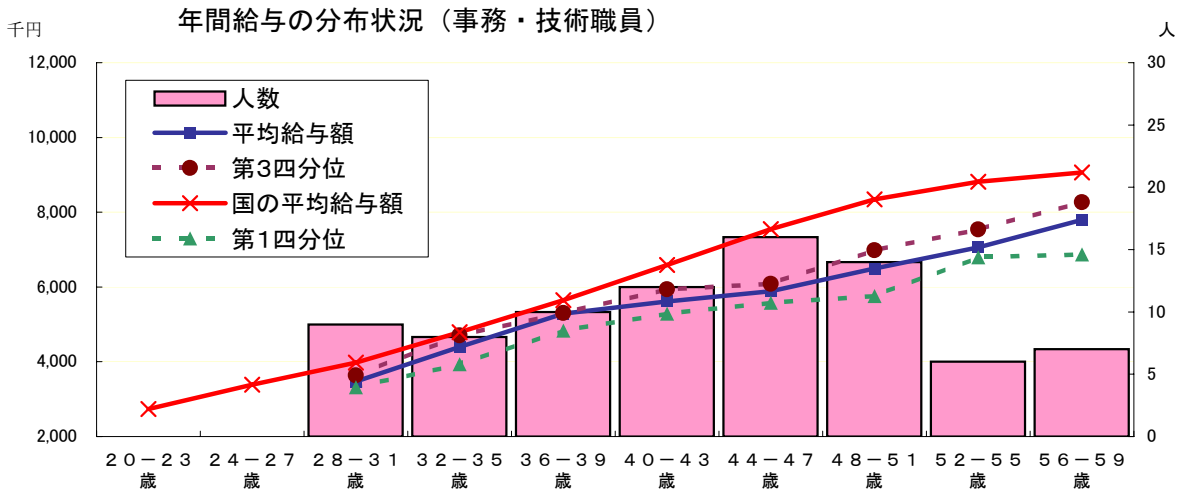
注2：「教育職種（附属義務教育学校教員）」には、附属幼稚園教員を含む。

注3：「常勤職員（指定職種）」とは、副学長である。

注4：「常勤職員（その他）」とは、自動車運転手、調理師である。

注5：常勤職員の「その他医療職種（医療技術職員）」「その他医療技術職員（看護師）」「指定職種」「その他」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

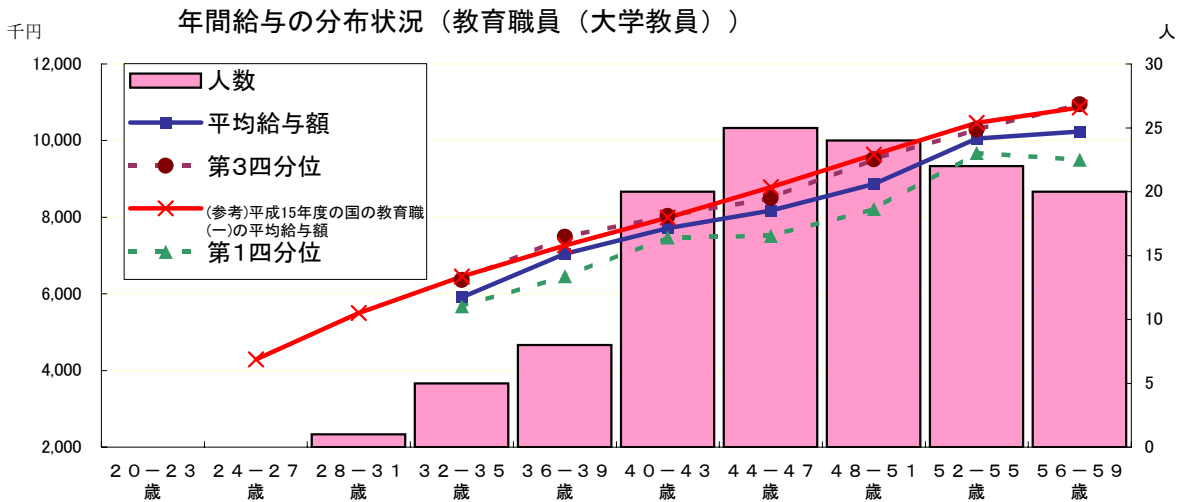
② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員）〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位 ・課長 ・課長補佐 ・係長 ・主任 ・係員	7 9 32 23 11	52.6 51.9 46.9 39.1 31.0	7,802 6,500 5,681 4,702 3,321	8,360 6,882 6,051 5,010 3,586	8,400 7,043 6,299 5,443 3,642		

注：本学では係員は課員，係長は主査の職名を用いている。



（教育職員（大学教員））

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位 ・教授 ・准教授 ・講師 ・助教	77 53 10 5	55.6 45.1 42.2 38.7	9,625 7,589 5,786 5,344	10,193 7,930 6,788 5,869	10,812 8,280 7,314 6,199		

注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：教育職員（大学教員）のうち、年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位及び年間給与については表示していない。

③ 職級別在職状況等（平成20年4月1日現在）（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		課員	課員主任	主任主査	主査 主任 課長補佐 室長	主幹 課長補佐 室長
人員（割合）	82人	2人 (2.4%)	12人 (14.6%)	47人 (57.3%)	13人 (15.9%)	3人 (3.7%)
年齢（最高～最低）			42～28歳	51～34歳	57～46歳	57～39歳
所定内給与年額（最高～最低）			3,807～ 2,407千円	4,862～ 2,969千円	5,628～ 4,313千円	5,711～ 5,018千円
年間給与額（最高～最低）			5,060～ 3,312千円	6,697～ 4,063千円	7,669～ 6,036千円	7,802～ 7,043千円

区分	6級	7級	8級
標準的な職位	課長	部長	部長
人員（割合）	5人 (6.1%)	該当者なし	該当者なし
年齢（最高～最低）	58～48歳		
所定内給与年額（最高～最低）	7,058～ 6,012千円		
年間給与額（最高～最低）	9,630～ 8,238千円		

（教育職員（大学教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教助手	助教助手	講師	准教授	教授
人員（割合）	145人	該当者なし	5人 (3.4%)	10人 (6.9%)	53人 (36.6%)	77人 (53.1%)
年齢（最高～最低）			49～31歳	50～33歳	60～35歳	64～44歳
所定内給与年額（最高～最低）			4,668～ 3,831千円	5,480～ 4,015千円	6,478～ 4,573千円	8,619～ 5,758千円
年間給与額（最高～最低）			6,357～ 5,319千円	7,734～ 5,538千円	9,076～ 6,401千円	11,915～ 8,148千円

注：当法人における事務・技術職員のうち、1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項については、記載していない。

④ 賞与（平成19年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／教育職員（大学教員））
（事務・技術職員）

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	65.7%	67.4%	66.6%
	査定支給分（勤勉相当）	34.3%	32.6%	33.4%
	(平均) 最高～最低	36.7～32.3%	37.4～30.4%	35.7～31.3%
一般職員	一律支給分（期末相当）	66.0%	67.7%	66.9%
	査定支給分（勤勉相当）	34.0%	32.3%	33.1%
	(平均) 最高～最低	37.6～31.6%	37.4～29.3%	35.8～30.7%

（教育職員（大学教員））

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	65.2%	66.9%	66.1%
	査定支給分（勤勉相当）	34.8%	33.1%	33.9%
	(平均) 最高～最低	37.3～32.9%	37.4～30.8%	36.7～32.3%
一般職員	一律支給分（期末相当）	66.3%	67.6%	67.0%
	査定支給分（勤勉相当）	33.7%	32.4%	33.0%
	(平均) 最高～最低	38.1～28.2%	37.4～30.1%	37.7～29.9%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

83.2

対他の国立大学法人等

96.4

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等

94.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	83.2
	参考	地域勘案 89.3
		学歴勘案 83.0
		地域・学歴勘案 89.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77% （国からの財政支出額 3,918百万円、 支出予算の総額 5,057百万円：平成19年度予算）	
	【検証結果】 国からの財政支出割合は77%であり、外部資金等の獲得及び自己収入の増加を図る。	
講ずる措置	国からの財政支出割合を考慮しつつ、適正な給与水準を維持する。	

○教育職員（大学教員）と国家公務員（平成15年度の教育職（一））との給与水準（年額）の比較指標 94.3

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,586,049	千円 2,612,687	千円 (%) △26,638 (△ 1.0)	千円 (%) △33,972 (△ 1.3)
退職手当支給額 (B)	千円 347,796	千円 229,772	千円 (%) 118,024 (51.4)	千円 (%) 94,954 (37.6)
非常勤役員等給与 (C)	千円 161,042	千円 134,588	千円 (%) 26,454 (19.7)	千円 (%) 54,670 (51.4)
福利厚生費 (D)	千円 321,012	千円 337,490	千円 (%) △16,478 (△ 4.9)	千円 (%) △7,112 (△ 2.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,415,899	千円 3,314,537	千円 (%) 101,362 (3.1)	千円 (%) 108,538 (3.3)

注1:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「10役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」について

給与、報酬等支給総額については、人事院勧告に準拠した給与改定(増額)を行ったにも関わらず、対前年度比が1.0%の削減となったのは、常勤教職員の採用を計画的に抑制したことが主な要因である。

最広義人件費が対前年比3.1%の増額となった主な理由は、退職者数の増加により退職手当額が前年比51.4%となったためである。

なお、前年との比較を行いにくい退職手当支給額を最広義人件費から差し引けば0.5%の削減となる。

②行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。人事院勧告に準拠した給与構造改革の見直しを行う。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,825,377	2,612,687	2,586,049
人件費削減率 (%)		△7.5	△8.5
人件費削減率 (補正值)(%)		△7.5	△9.2

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

③総人件費について参考となる事項

特になし

IV 法人が必要と認める事項

特になし